

取締役会議事録閲覧謄写許可申立書

収入印紙

1,000円

貼 付

取締役会議事録閲覧謄写許可申立書^{注1}

(※ 割印不可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第8部 御中^{注2}

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人^{注3} ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

T E L 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

関 係 人 株式会社〇〇〇〇

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

申立ての趣旨

申立人が、関係人の取締役会議事録のうち、第〇期事業年度における計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認に関して協議した部分に

ついて閲覧及び謄写することを許可するとの裁判を求める。

申立ての理由

1 関係人は、資本金額〇億円、発行済株式総数〇〇〇万株の株式会社（監査役設置会社）である（甲第1号証）。

申立人は、関係人の株式〇万株を有する株主であり、口座管理機関が振替機関に対して個別株主通知を行ってから、4週間以内に本件申立てを行っている（甲第2号証の1, 2）。

2 関係人では、第〇期事業年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）について、監査役の監査を受けた上取締役会の承認を受け、さらに、株主総会においても承認を受けた（甲第3, 4号証）。

しかし、関係人は、その後、第〇期事業年度について、税務当局から多額の申告漏れを指摘されて修正申告を行った結果、多額の延滞税及び重加算税を支払った（甲第5号証）。

3 申立人は、次期株主総会において上記申告漏れについて質問を行い、更に必要があれば、会社に生じた延滞税等の損害について取締役に対し株主代表訴訟を提起することを検討しているが、そのためには、第〇期事業年度の計算書類等について取締役会における協議状況を把握する必要がある。

4 よって、会社法371条3項に基づき、申立ての趣旨記載の取締役会議事録部分の閲覧謄写の許可を求める。

証拠方法

甲第1号証

履歴事項全部証明書

甲第2号証の1	個別株主通知の申出受付票
甲第2号証の2	個別株主通知済通知書
甲第3号証	第〇期株主総会招集通知書
甲第4号証	第〇期株主総会結果通知書
甲第5号証	東京証券取引所における適時開示情報

添付書類

関係人の履歴事項全部証明書 1通
 申立書写し 1通
 委任状 1通
 甲号証写し 各2通

以上

注1 申立ての方式は、以下のとおりです。

- ① 申立ては、書面によってしなければなりません。
- ② 申立手数料として、申立人ごとに、かつ、対象となる文書の種類ごとに、収入印紙1,000円が必要です。
- ③ このほかに、書類等の送付のための郵便切手の予納が必要です。

注2 本手続の管轄は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所（会社法86条1項）です。

注3 申立ての要件（会社法371条2項から6項まで）は、以下のとおりです。

① 申立人適格

ア 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の株主（なお、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社については、裁判所の許可は不要です。）

イ 取締役会設置会社の債権者

ウ 取締役会設置会社の親会社社員

② 閲覧等の対象となる議事録等の特定

申立てに当たっては、閲覧等の対象となる議事録等を特定する必要がありますが、その特定の程度は、対象となる範囲をその他の議事録部分と識別することが可能な程度で足りると考えられています（「申立ての趣旨」の記載例参照）。

③ 閲覧等の必要性

ア 株主の権利を行使するため必要があるとき（①ア又はウによる申立ての場合）

株主が行使する権利には、共益権（株主総会における議決権等）のみならず、自益権（剰余金の配当請求権等）も含まれると考えられています。また、株主の権利を行使するか否かは、議事録等を閲覧等して判明する事柄ですから、権利行使の要否を検討するために必要な場合も含まれます。ただし、株主の個人的利益を図るものといえる場合（会社との取引上の立場や訴訟を有利にする目的である場合等）には、株主の権利を行使するために必要があるとはいえません。

なお、閲覧等の必要性の主張は、「株主総会で質問するため」、
「株主総会で議決権を行使するため」などと漠然と主張するだけでは不十分です。行使しようとする権利の種類及び知ろうとする事実を具体的に特定して疎明し、権利を行使するために閲覧等が必要であることを客観的に明らかにする必要があります。

イ 役員又は執行役の責任を追及するため必要があるとき（①イによる申立ての場合）

例えば、債権者が会社から弁済を受けることができないときに、その取締役の責任を追及する場合です。弁済が可能であることが明らかな場合には、閲覧等の請求は許可されないと考えられています。

④ 会社等に著しい損害が生じるおそれがないこと

会社等に著しい損害が発生するおそれがある場合は、例えば、企業秘密が明らかにされることにより損害が発生するおそれがある場合が典型的です。個別の事件ごとに、閲覧等を認めることにより得られる申立人の利益と、会社等が被る損害とを比較衡量して、より多大な損害が会社等に生じるか否かが判断されます。